

被災住家を解体する（した）皆さまへ

## 被災者生活再建支援制度のご案内

り災判定が【大規模半壊】又は【半壊※】となった住家を、やむを得ない理由（補修費等が著しく高額、住宅の倒壊による危険を防止するため 等）により基礎まで解体した場合には被災者生活再建支援制度の【解体世帯】の対象となりますので、別途手続きをお願いします。

**被災者生活再建支援制度【解体世帯】**（ ）内は単身世帯の場合の額

基礎支援金 100（75）万円

申請期限：令和2年11月11日

加算支援金 住宅の再建方法により50～200（37.5～150）万円

申請期限：令和4年11月11日

既に各支援制度を申請されている方（ ）内は単身世帯の場合の額

**【大規模半壊世帯】として被災者生活再建支援制度を申請された方**

基礎支援金が50（37.5）万円から100（75）万円に変更（差額支給）されますので、解体後に申請手続きをお願いします。

**【半壊世帯】として長野市被災者生活再建支援金を申請された方**

支援制度が変わり、基礎支援金が50（37.5）万円から100（75）万円に変更されますので、解体後に被災者生活再建支援制度の申請手続きをお願いします。

既に長野市被災者生活再建支援金が支給されている場合には、被災者生活再建支援制度支援金の支給決定後に全額返納していただく必要があります。

# 被災者生活再建支援制度の解体後の申請について

## 公費解体により住家を解体する（した）方

住家解体後に長野市公費解体対策室から送付される【被災家屋等の解体・撤去完了通知書】を持参の上、受付窓口で『解体証明書発行願』をご記入いただき、申請をお願いします。

また、被災住宅をやむを得ず解体した理由が

- ◆ 「危険なため」の場合は危険な状態が確認できる写真等
- ◆ 「修理費が高額」の場合は業者の見積書等
- ◆ 「その他」の場合はその理由を証明することが出来る資料等の提出をお願いします。提出資料等がない場合はご相談ください。

## 自費解体により住家を解体する（した）方

滅失登記簿謄本（閉鎖事項証明書）をお持ちの方はご持参の上、申請をお願いします。

滅失登記簿謄本をお持ちでない方は、住家解体後に解体業者が発行する取壊し証明書等を持参の上、受付窓口で『解体証明書発行願』をご記入いただき、申請をお願いします。

また、被災住宅をやむを得ず解体した理由及び添付資料については、上記【公費解体により住家を解体する（した）方】の欄をご参照ください。